

平成 29 年 第 11 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 10 月 5 日 (木) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 15 分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員 (35 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	3 番 川崎勝巳 委員
4 番 津田 保 委員	5 番 井上保博 委員	6 番 木室徳好 委員
7 番 吉原春樹 委員	8 番 赤坂隆義 委員	9 番 中村勝郎 委員
10 番 野田弘之 委員	11 番 宮崎裕二 委員	12 番 岩石 学 委員
13 番 井崎陽子 委員	14 番 池上勝文 委員	15 番 香月幸雄 委員
16 番 香月伸幸 委員	17 番 吉岡保則 委員	18 番 森口弘実 委員
19 番 川崎敏樹 委員	20 番 小柳眞佐美委員	21 番 森 邦之 委員
23 番 小野愛子 委員	24 番 山口八州男委員	25 番 田口千津子委員
26 番 片渕秋正 委員	27 番 松尾利助 委員	28 番 光武直広 委員
29 番 溝上博信 委員	30 番 永石恒弘 委員	31 番 岩永廣康 委員
32 番 南條喜代己委員	33 番 中村康則 委員	34 番 溝口修一郎委員
36 番 中村秋男 委員	37 番 川崎 薫 委員	

4. 欠席委員 (2 人)

22 番 石田義明 委員 35 番 木下善明 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(4) 非農地証明願いについて
(5) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (10 号) の承認決定について
(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
(7) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の再指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告
(2) 形状変更届出について
(3) 農地パトロールの実績報告について

業務連絡事項 (1) 第 12 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	石隈あつみ	農地農政係	川崎正己		

7. 会議の概要

事務局長 おはようございます。ただいまより、平成 29 年 10 月第 11 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さんおはようございます。稲刈りも始まりましたが、天気も安定しないでこの間からずっと雨ということで困っております。先月は農業者年金推進を各支所ごとにしていただきましたが、ご苦勞様でございました。加入者はありませんでしたけども、これからもできるだけ話をさせていただきたいと思っております。

さて本日は、第 11 回農業委員会総会ということでご出席いただきまして、ご苦勞様でございます。どうか慎重に審議をしていただきますよう最後までよろしくをお願いいたします。

事務局長 本日は、22 番石田義明委員、35 番木下善明委員より欠席の連絡がっております。本日の出席委員は 37 名中 35 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めるとなっておりますので、会長をお願いしたいと思います。

議長 議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、5 番の井上保博委員、6 番の木室徳好委員を指名いたします。それでは議事に入ります。

= 議案番号第 173 号 =

議長 それでは、1.「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 173 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 173 号。

権利の種類は所有権移転、贈与。

申請農地の表示。大字福吉字五本黒木〇〇番、大字東郷字築切搦〇〇番、面積が田の 5,053 ㎡です。

譲渡人は、白石町大字福吉〇〇番地、大戸下の親である〇〇さん。譲受人は、白石町大字福吉〇〇番地、大戸下の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 15,097 ㎡、畑 123 ㎡、計 15,220 ㎡です。

稼働力は男 1 名、女 1 名となっております。

申請の事由は、子に対し贈与で相続時精算課税制度を適用されております。譲

受人である〇〇さんは、兼業農家として40年間農業に従事されております。今回譲受されます農地含めて、すべての農地について、これまで同様、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第173号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第173号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第174号、第175号＝

議長 続きまして、議案番号第174号、第175号は同一案件でありますので、一括して説明を求めます。

事務局長 議案番号第174号。

権利の種類は所有権移転、交換。

申請農地の表示。大字横手字二本柳籠〇〇番、田2,024㎡です。

譲渡人は、白石町大字横手〇〇番地、大井の〇〇さん。譲受人は、白石町大字横手〇〇番地、大井の〇〇さんです。

耕作面積は、田14,285㎡です。

稼働力は男1名、女1名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人双方の要望です。

議案番号第175号。

権利の種類は所有権移転、交換。

申請農地の表示。大字廿治字吉村杉〇〇番、田2,030㎡です。

譲渡人は、白石町大字横手〇〇番地、大井の〇〇さん。譲受人は、白石町大字

横手〇〇番地、大井の〇〇さんです。

耕作面積は、田 55,678 m²、畑 244 m²、合計 55,922 m²です。

稼働力は男 3 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。

位置図につきましては、1 ページから 2 ページをご参照ください。

〇〇さんは、兼業農家として 46 年間、〇〇さんは 35 年間農業に従事をしておられます。今回交換をされる農地は、以前より貸借でお互いに耕作をされていた農地で、面積も大差ないことから交換をされるものでございます。双方ともこれまで同様、耕作されるすべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局からの説明にもあったように、農地の集約を目的とした農地の交換であります。世帯ごとの営農状況につきましては、議案第 174 号の譲受人、〇〇氏は、米を中心に約 1.4ha、議案番号第 175 号の譲受人、〇〇氏は米、麦を中心に約 5.5ha の耕作を計画しておられます。両名とも周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 174 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 174 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 議案番号第 175 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 175 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 176 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 176 号について、事務局に説明を求めます。これについては、議事参与の制限がございまして、○番の○○委員にはしばらく退席をお願いします。

《 ○番 ○○委員 退席 》

事務局長 それでは、農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 176 号。

申請農地の表示。大字湯崎字湯崎○○番、畑の 142 m²です。

申請者は白石町大字湯崎○○番地、湯崎の○○さんです。

転用目的は宅地進入路拡幅です。

転用の事由は、かねてより幅員が狭く、通行に苦慮していた宅地進入路を住宅新築に伴う造成工事に合わせ拡幅をしたい。

事業または施設の概要は、宅地進入路 142.00 m²です。

位置及び影響等は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としまして、農振除外が当初からなされております。農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。宅地に囲まれた狭小な農地で、周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 26 日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。今回の宅地進入路の拡幅のための転用申請については、隣接する宅地と併せての利用であることからやむを得ず、また隣接地への影響もなく、地元区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 176 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって、議案番号第 176 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

《 ○番 ○〇委員 着席 》

＝議案番号第 177 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 177 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 177 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字廿治字二本杉〇〇番、面積は田の 130 m²です。

譲渡人は、白石町大字廿治〇〇番地、上廿治の〇〇さん。譲受人は、大町町大字福母〇〇番地、大町町の〇〇さんです。

転用目的は、賃貸住宅用駐車場となっております。

転用の事由は、申請地に隣接した賃貸住宅の駐車場及び通路が必要になったため、申請地を購入し転用したい。

事業または施設の概要は、駐車場 50.00 ㎡、通路その他 80.00 ㎡です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が宅地、南側が宅地、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が当初から行われております。農地区分は、第 3 種農地。農地区分の該当事項は、水管、下水道管またはガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道区域で、かつ、概ね 500m以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設が存する。許可基準の該当事項としましては、第 3 種農地でございますので、許可し得るとなっております。2 つ以上の施設としまして、医療施設が白石共立病院、稲富病院等がございます。周辺農地への影響や土地改良施設等への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いいたします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として 9 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人である○○さんは不動産業を営んでおられ、申請地に隣接する宅地並びに、そこに建っている空き家を購入し、賃貸住宅として貸し出される計画をされております。今回の申請は、その賃貸住宅への進入路並びに居住者の駐車場確保のために行われるものです。申請地は排水も悪く、宅地周りの狭小な農地であり、周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。ご審議をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 177 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 177 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 178 号＝

議長 続きまして、議案番号第 178 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 178 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字遠江字新観音〇〇番、面積は畑の 396 m²です。

貸付人は、白石町大字遠江〇〇番地、新観音の〇〇さん。借受人は、同じく白石町大字遠江〇〇番地、新観音の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫、農業用資材置場、駐車場です。

転用の事由は、農業の傍ら、蓮根の販売を行っているが、宅地が狭いため駐車場が不足している。申請地をお客様及び従業員、自家用車用駐車場として利用したい。また、農業用倉庫が不足したため、申請地の一部を、平成 14 年頃から農業用倉庫として利用しているということで、始末書が添付されております。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 72.00 m²、農業用資材置場 30.00 m²、駐車場 150.00 m²、通路、その他 144.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が宅地、南側が道路、国道です。北側は宅地・田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告をされております。位置図につきましては 7 ページから 9 ページをご参照ください。農地区分は第 1 種農地で原則不許可ですけれども、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るということで、許可基準に該当をいたしております。周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他、転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。借受人は、農

業と蓮根の販売を行っており、今回の申請は営農において必要不可欠な農業用倉庫、農業用資材置場、駐車場の整備を目的とするものであります。転用申請については、隣接する宅地と併せての利用であることからもやむを得ず、また隣接地への影響もないことから問題ないと判断いたしました。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導をしております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 178 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 178 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 179 号 =

議長 続きまして、議案番号第 179 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 179 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字戸ケ里字五本松〇〇番、面積は畑の 82 m²です。

譲渡人は、江北町大字山口〇〇番地、江北町の〇〇さん。譲受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番、戸ケ里の〇〇さんです。

転用目的は、農業用資材置場、農舎、駐車場となっております。

転用の事由は、平成 24 年から玉葱の生産を開始し、農業用機械や農業用資材等の置場が手狭になってきたため、自宅に隣接する農地を購入して、農業用資材置場、農舎、駐車場として利用したい。

事業または施設の概要は、農業用資材置場 60.00 m²、農舎、これはパイプ倉庫です。90.00 m²。駐車場 228.79 m²、宅地が同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が田、南側が宅地、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しの決定

公告をされております。

農地区分としましては、第 3 種農地で、原則許可し得るとなっております。農地区分の該当事項は、水管、下水道管またはガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設が存するという事で、500m 以内に久野歯科、森外科それから有島病院等がございます。周辺農地への影響や土地改良施設等への影響もなく、その他、転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いいたします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として 9 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用資材置場、農舎、駐車場への転用を目的になされるものですが、面積も過大でなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られており、隣接地への影響もないことから問題ないと判断いたします。ご審議をよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 179 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 179 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 180 号＝

議長 続きまして、議案番号第 180 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 180 号。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地の表示。大字福富字東新地方〇〇番、畑の 69 m²、同じく〇〇番地、田 375 m²、同じく〇〇番、畑 99 m²、合計 543 m²です。

譲渡人は、鹿島市浜町甲〇〇番地、鹿島市の〇〇さん。譲受人は、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫です。

転用の事由は、申請地〇〇番については、平成 12 年頃に農業用倉庫を建設する際に、敷地の一部として無断で造成し、残りの申請地については平成 14 年頃に農機具置場として造成していたということで、始末書を添付されております。なお、今回、玉葱貯蔵と農機具収納のため、申請地へ新たな農業用倉庫を建築するとともに、既存の農業用倉庫内に作業スペースを確保したいということで申請されております。

事業または施設の概要は、倉庫（新築）546.24 m²、作業場兼倉庫（既存）75.00 m²、通路、その他 54.00 m²、宅地が同時利用されております。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が宅地、南側が田、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、〇〇番、〇〇番は、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告をされております。〇〇番は、農振除外が平成 29 年 5 月 11 日に軽微な変更として決定公告をされております。位置図につきましては 12 ページから 14 ページをご参照ください。

農地区分は、〇〇番は、農用地区域内農地で、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては用途区分の変更となっております。〇〇番、〇〇番は、第 1 種農地で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項は、農業用施設としております。図ではかなり複雑になっておりますけども、周辺農地への影響や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いいたします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 26 日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、蓮根を 3ha 作付けし、営農されております。今回の申請は、譲受人の実家に隣接する申請地に、今後作付けを予定している玉葱の貯蔵や農機具の収納スペースの確保のための倉庫を新築するものです。面積も過大でなく、周

辺農地への影響もないことから問題ないと判断いたします。なお、無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 180 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 180 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 181 号 =

議長 続きまして、4.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 181 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。

議案番号第 181 号。

願出農地の表示。大字福富字興福一区〇〇番、畑 275 m²、同じく〇〇番、畑 21 m²、合計の 296 m²です。

願出者は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因は、昭和 42 年頃に宅地進入路及び農業用倉庫が建設され、昭和 47 年頃に農業用倉庫の願出地部分が増築された。その後、平成 7 年に圃場整備事業によって願出地は 2 筆とも畑として換地され、現在に至っている。今後も農地に戻して耕作する予定がないため非農地として証明を願いたいということで願末書が添付されております。

圃場整備の有無は、地区内となっております。

その他参考事項といたしまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定公告がなされています。非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行いまして、今後も再び農地として利用されることはない判断できることか

ら申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元の農業委員として、9月26日に○○委員及び事務局と現地を確認いたしました。申請地は、現在、進入路及び倉庫の敷地として使用されております。申請地は、平成7年の圃場整備事業の際に畑として換地されていたようですが、申請どおり圃場整備以前の昭和42年頃から隣接する宅地の拡張部分として、利用されていたことは間違いないと思われます。今回の申請については、区長、生産組合長、及び隣接の住民の方からも以前から非農地であったという意見を御得ておられます。今後も農地として利用することもなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第181号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第181号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第182号＝

議長 続きまして、議案番号第182号、5.「平成29年白石町農用地利用集積計画(10号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第182号、平成29年白石町農用地利用集積計画(10号)の承認決定

についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は6件となっています。

整理番号1番、買い手は今泉東の〇〇さん。売り手は久治の〇〇さん。土地の表示は、大字辺田字日ノ目〇〇番、田の1筆で834㎡。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成29年10月6日、支払期限は平成29年10月31日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法はJA口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は70,893㎡。認定農業者です。

整理番号2番、買い手は今泉東の〇〇さん。売り手は久治の〇〇さん。土地の表示は、大字辺田字日ノ目〇〇番、〇〇番、田の2筆で2,602㎡。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成29年10月6日、支払期限は平成29年12月20日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、ゆうちょ銀行口座への振込み。取得後の経営面積は70,893㎡。認定農業者です。

整理番号3番、買い手は下区の〇〇さん。売り手は甘治移北の〇〇さん。土地の表示は、大字福富字直江〇〇番、田の1筆で1,710㎡。利用目的は苺・米。所有権の移転時期は平成29年10月6日、支払期限は平成29年12月20日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は13,201㎡。認定農業者です。

整理番号4番、買い手は大和の〇〇さん。売り手は新明2Aの〇〇さん。土地の表示は、大字牛屋字大五搦〇〇番、田1筆で3,045㎡。利用目的は米・麦・玉葱です。所有権の移転時期は平成29年10月6日、支払期限は平成30年1月31日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA口座への振込み。取得後の経営面積は201,364㎡。認定農業者です。

整理番号5番、買い手は沖清の〇〇さん。売り手は共栄の〇〇さん。土地の表示は、大字牛屋字東谷〇〇番、田1筆で1,546㎡。利用目的は米・麦です。所有権の移転時期は平成29年10月6日、支払期限は平成29年12月20日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円。支払方法は、JA口座への振込み。取得後の経営面積は34,842㎡。認定農業者です。

整理番号6番、買い手は福吉北中の〇〇さん。売り手は福吉西中の〇〇さん。土地の表示は、大字福吉字昭栄〇〇番、田1筆で8,297㎡。利用目的は米・麦です。所有権の移転時期は平成29年10月6日、支払期限は平成30年2月28日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA口座への振込み。取得後の経営面積は248,270㎡。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2ページから4ページにかけて36件、5ページの農地中間管理機構への利用権設定が4件、合わせて40件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権が39件、使用貸借権が1件となっています。そのうち新規が12件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが11件、再設定は28件でした。また農地利用集積円滑化団体であるJAをとお

して設定をされているものが 21 件です。今回の利用権の総面積は、200,064.90 m² となります。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 1 件、個人によるものが 35 件、農地中間管理機構によるものが 4 件となっています。なお、今回の計画の中で未相続農地は 14 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 号の各要件を満たすものとして、40 件とも承認が適当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員はそれぞれの整理番号で発言を控えていただきます。それでは、これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

所有権移転で、買い手が大和の〇〇さん、売り手が〇〇さんの牛屋の大五搦で、他のところが 10a 当たりの対価が〇〇円に対して、〇〇円となっていますが、その〇〇円の差はどういうことなのかと思ひまして、説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。あっせんを担当しましたので報告いたします。

南明地区は、国道 444 号から上を〇〇円、下が〇〇円落ちぐらいで、新明地区が 9 反画で〇〇円という話がなされておりますので、大五搦は南明地区で一番下のほうになりますし、一番低いところで、〇〇円を落とした単価にしております。

〇番 わかりました。新明が〇〇円ということを得たうえで、新明のちょっと上だから〇〇円と。国道 444 号線の上が〇〇円ですよということで。これからその評価基準は我々もそのような考え方でいいですね。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 182 号で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 182 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 183 号～第 190 号＝

議長 続きますして 6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 183 号から 190 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 183 号。申出農地は、大字福吉字本谷〇〇番、田 1,768 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字福吉〇〇番地、東深通の〇〇さんです。

議案番号第 184 号。申出農地は、大字福田字郷一本楠〇〇番、田の 2,277 m²。大字廿治字江越〇〇番、田の 5,752 m²。大字新拓〇〇番、田の 1,713 m²。大字新拓〇〇番、田の 2,419 m²、合計 12,161 m²。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字福田〇〇番地、北川の〇〇さんです。

議案番号第 185 号。申出農地は、大字築切字本谷〇〇番、畑 198 m²。同じく〇〇番、田 2,198 m²。同じく〇〇番、田 1,198 m²。同じく〇〇番、田 1,151 m²。合計 4,745 m²。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地、北揚の〇〇さんです。

議案番号第 186 号。申出農地は、大字新拓〇〇番、田 1,205 m²。同じく〇〇番、田 973 m²。合計 2,178 m²。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字遠江〇〇番地、太原下の〇〇さんです。

議案番号第 187 号。申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 5,954 m²。同じく〇〇番、畑 3,240 m²。合計 9,194 m²です。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さんです。

議案番号第 188 号。申出農地は、大字新開〇〇番、畑 3,390 m²。同じく〇〇番、畑 3,470 m²。合計 6,860 m²です。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者は、白石町大字深浦〇〇番地、深浦西分の〇〇さんです。

議案番号第 189 号。申出農地は、大字遠江字遠太搦〇〇番、田 2,498 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、小城市芦刈町下古賀〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

議案番号第 190 号。申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 3,919 m²。農振農用地区域内です。あっせん申出者は、小城市芦刈町道免〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

以上、議案第 183 号から議案第 190 号まで 8 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 議案番号第 183 号から 190 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく願いします。

議案番号第 183 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 184 号。

○番 福田が○番と○番委員でお願いします。廿治が○番と○番委員、新拓が 2 つとも○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 185 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 4 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 186 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 187 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 188 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。両方ともです。

議長 議案番号第 189 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 190 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 183 号は○番○○委員と○番○○委員、184 号の大字福田は○番○○委員と○番○○委員、大字廿治は○番○○委員と○番○○委員、大字新拓は両方とも○番○○委員と○番○○委員、185 号は○番○○委員と○番○○委員、4 つともですね。186 号は○番○○委員と○番○○委員、2 つともです。187 号は○番○○委員と○番○○委員 2 つともです。188 号は○番○○委員と○番○○委員、2 つとも。189 号は○番○○委員と○番○○委員、190 号は○番○○委員と○番○○委員。

それでは、よろしく申し上げます。次に、担当を言わせていただきます。

事務局長 議案番号 183 号が○○、184 号が○○、185 号が○○、186 号が○○、187 号が○○、188 号が○○、189 号が○○、190 号が○○となっております。以後の連絡調整につきましては担当者へお願いしたいと思っております。

議長 それでは、あっせん委員になった方はよろしく申し上げます。

＝議案番号第 191 号＝

議長 続きまして 7.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の再指名について」を議題とします。

議案番号第 191 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 191 号です。農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせ

ん委員の再指名について。

9月の総会の折に、新担当の委員さんを案としてお示しをしておりました。その後、委員さん方で話し合いをされたかとは思いますが、変更があった部分について変更をされて、新しい委員さんの指名を行いたいと思いますのでよろしくお願ひします。量がかなり多くなっておりますので、1ページずつ進行をさせていたただきたいと思ひます。変更がある部分につきましては、挙手のうゑに新しい委員さんのお名前をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 事務局から説明があつたとおり、変更がある場合は言つていたただきたいと思ひます。

○番 ○番の〇〇です。
6ページ目の17番ですけど、これはもう売買が終わつてゐます。

事務局長 希望の農地を購入されたということでしょうか。

○番 そうです。

議長 他にございませぬか。

○番 ○番の〇〇です。
借受希望のほうは、農業委員会に行つてもらえばいいのでしょうか。買いたいか借りたいとかいう人が知り合ひにいたので、そういう届出は農業委員会のほうに行つたらいいですか。

事務局長 委員さんのほうに直接来られる方もいらつしゃると思ひますが、その場合、一応農業委員会のほうに届けをしていただけていたら、全委員さんのほうに買受を希望されているというような周知にもなりますし、同じような条件の方がいらつしゃつた場合に、うちのほうへ買受をしたいということで、あつせんの申し出をされているということで、どちらかというゝ優先的にその方に話をされるということになりますので、委員さんのほうに直接言われた方は、農業委員会のほうに届けを出していただくようゝご案内をしていただけたほうがいいかなと思ひます。

○番 はい、わかりました。

議長 他にありませぬか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、このようにしたいと思います。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 形状変更届出について
- ③ 農地パトロールの実績報告について

議長 報告が終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第12回農業委員会総会の日時及び場所
- ② その他
 - ・農業委員会だよりについて
 - ・農業まつりにおける農業者年金相談コーナーについて

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時15分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員